

書類の送付先が変わります

令和8年7月10日から「東京国税局業務センター渋谷分室」が、「東京国税局大手町業務センター※」に統合されることから、**令和8年7月10日以降、申告書及び添付書類等の書類を郵送で提出される場合は、「東京国税局大手町業務センター」宛てに送付していただきますようお願いいたします。**

※ 令和8年7月10日から東京国税局業務センター大手町分室（現行）の名称を変更することとしております。

宛先

東京国税局大手町業務センター

《郵便番号》100-8156

東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館

ご留意いただきたい事項

- e-Tax（データ）により提出される場合は、従来どおり渋谷税務署へ送信願います。
- 書面で提出される場合は、ご来署の上、税務署の窓口又は時間外収受箱へ提出することも可能です。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 電話による税務相談や申告書、申請書及び添付書類等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 業務センターから送付する文書の種類によっては、責任者名が税務署長のほか東京国税局長となる場合があります。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、電話や文書によりお問合せをさせていただくことがございます。

令和8年4月



東京国税局・渋谷税務署

内部事務の
センター化
に関する情
報はこちら

